

＜交通安全テスト＞

平成26年7月号

解答・解説

(中学・高校生用)

- ① 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3交差点の通り方（2）（抜粋）
ア、「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

「一時停止」の標識があるところでは、自転車は一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。

- ② 自転車で路側帯を走る時は、右側の路側帯を走ってはいけない。

【○】

A : ● 道路交通法17条第1項（通行区分（抜粋））

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

- 道路交通法第17条の2（軽車両の路側帯通行）

（平成25年12月1日施行）

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（歩行者用路側帯を除く）を通行することができる。

- 道路交通法の改正により道路の左側部分に設けられている路側帯は自転車で通行出来るが、右側部分の路側帯は自転車で通行する事が出来ません。

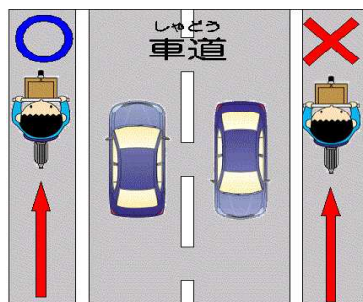
道路の右側部分の路側帯を自転車で通行すれば通行区分違反になり

ます。

※ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

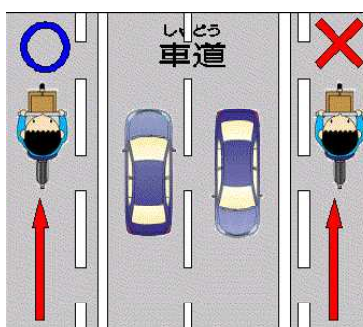
<指導のポイント>

路側帯には3種類あります。



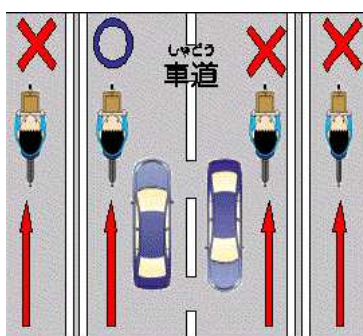
※ 路側帯（白い1本線）

左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯（白い1本線と破線）

左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯（白い線が2本）

通行できない。

自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょう。

③ スピードを出さずに慎重に運転すれば、ブレーキを備えていない自転車に乗ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第63条の9（自転車の制動装置等）

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

※ 5万円以下の罰金

● 道路交通法第63条の10第2項

道路交通法第120条第1項第8号の4

(平成25年12月1日施行)

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令する事ができる。

命令に違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

<指導のポイント>

ブレーキを備えていない自転車（ピスト自転車）やブレーキが壊れている自転車で道路を走行すれば違反になります。

自転車に乗る前は必ず点検し、ピスト自転車やブレーキが壊れている自転車には乗ってはいけません。

- ④ 「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を走る際、歩行者が前にいて危ないと感じたら、ベルを鳴らして歩行者に注意を促さなければならぬ。【×】

A：● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

- 1 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならぬ。

1 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

2 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2 走行上の注意

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。歩道を自転車で通行する時は、歩行者の邪魔に

ならないようにいつでも止まれるスピードで走りましょう。
歩行者の通行の妨げになるときは一時停止をしましょう。
ベルを鳴らしながらの走行はやめましょう。

- ⑤ 自転車と歩行者がぶつかった場合でも、歩行者が「大丈夫です」と立ち去った場合は、警察へ交通事故の届け出をしなくてもよい。

【×】

A : ● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者の救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の運転者は、警察官が現場いるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間であり、警察に届出義務があります。相手が立ち去っても、交通事故を起こした時は、必ず警察に届け出ましょう。